

家庭の保育事業等認可申請概要

資料1（参考）- 1

事業者	名 称	社会福祉法人 聖愛学舎		代表者職・氏名	理事長 物井 洋介				
	住 所	東京都稲城市長峰二丁目10番地							
	事業概要	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫されることにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。 第二種社会福祉事業 (1) 保育所の経営 (2) 地域子育て支援拠点事業 (3) 一時預かり事業							
開設予定年月日		平成 29 年 4 月 1 日							
事業所	名 称	もみの木Mom太子堂							
	事業の種類	小規模保育事業A型							
	住 所	世田谷区太子堂一丁目14番20号 太子堂区民センター2階							
	最寄駅	東急田園都市線 三軒茶屋駅 徒歩5分							
	連携施設	もみの木保育園太子堂(保育所)							
	審査形態	☐ 新規開設(地域型保育事業整備・運営事業者審査委員会) ☐ 認可外保育施設からの移行(認可外保育施設新制度移行希望事業者適格性審査委員会) ☒ その他(児童福祉法第34条の17及び子ども・子育て支援法第14条の規定による指導検査)							
開園時間		開園時間(基本)	午前9 時 00 分		～	午後5 時 00 分 (8 時間 分)			
		延長時間	午前8 時 30 分		～	午前9 時 00 分 (0 時間 30 分)			
			午後5 時 00 分		～	午後5 時 30 分 (0 時間 30 分)			
休園日		日曜日、国民の祝日、休日、12月29日から12月31日及び翌年1月1日から1月3日まで							
定員		年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
		3号認定	4	4	4				12
		内地域枠 (事業所内保育事業)	0	0	0				0
事業基盤	土地・建物 権利関係	土地	☐ 自己所有 ☐ 賃借 (貸主: 国・都・区市町村・民間) ☒ その他(建物賃借と一体)						
		建物	☐ 自己所有 ☒ 賃借 (貸主: 国・都・区市町村・民間)						
	財務健全性	債務超過	適用なし						
建物設備	構造・面積	鉄筋コンクリート造 地上2階 地下0階 建 2 階部分 93.09 m ² (新築・改修・現状)							
	保育室等	乳児室・ほふく室	現状	基準		保育室・遊戯室	現状	基準	
			28.87 m ²	26.40 m ²			20.90 m ²	7.92 m ²	
	3階以上	避難用 設備等	常用	該当なし					
			避難用						
	避難経路	(2か所2方向)	☒ 有						
	室内化学物質	☒ 適 ☐ 不適 ☐ 未実施(実地検査により建物・設備内容に支障がないことを確認した後に実施)							
	建築確認済証 検査済証	建築時	確認済証	提出済		用途変更 /	確認済証	提出済	
			検査済証	提出済			検査済証	—	
耐震性能	☒ 適 ☐ 不適								
屋外遊戯場(庭)	690.98 m ²		[地上] 690.98 m ²						
	(基準面積 13.20 m ²)		[屋上] m ² 避難用設備・防火設備等 ☐ 有						
			(代替場所) 連携施設園庭 (面積) 690.98 m ²						
		(距離) 206m 徒歩 3 分 (トイレ・水飲み場) ☒ 有							

職員	氏名	山口 裕美			
	管理者 要件	平成27年3月31日府政共生第350号、26文科初第1464号、雇児発0331第9号通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」における管理者設置加算の要件に該当			
		☒ 児童福祉事業等に2年以上従事した者 ☐ 児童福祉事業等に2年以上従事した者と同等以上の能力を有すると認められる者			
		☒ 常時実際にその事業所の運営管理の業務に専従し、かつ給付費からの給与支出がある者			
保育従事職員	5 人	常勤	4 人		
	(基準人数 4 人)	その他	1 人	→ 常勤換算	1 人
食事の提供	☐ 直営	該 当 な し			
	☐ 委託				
	☒ 搬入	搬入施設 連携施設 ☒ 世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第17条を充足			
家庭的保育事業等整備・運営事業者の決定/審査概要	1 審査方法 審査内容 児童福祉法第34条の15第4項には、家庭的保育事業等の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならないと定められている。当区においては、児童福祉審議会を設置していないため、子ども・子育て会議の場を用いて、家庭的保育事業等の認可に係る児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴くほか、具体の事業提案を審査する公募における選定委員会委員の意見等をもって法に定める意見聴取としている。 当該事業所は、小規模保育事業C型から小規模保育事業A型に移行するにあたり、小規模保育事業C型の認可を廃止し、A型として審査・認可行うものであり、選定委員会の審議を経ていない。 しかしながら、現行の事業者及び事業所の運営状況については、平成28年8月に実施した児童福祉法第34条の17及び子ども・子育て支援法第14条の規定による指導検査(実地検査)により確認しているため、改めて学識経験者等による面接審査及び財務審査等を実施することなく、当該指導検査の結果をもって意見聴取に代える。 評価内容 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び家庭的保育事業等に係る指導検査実施要綱に基づき、運営管理、保育内容、会計経理の区分ごとに実地検査を行った。会計経理の検査にあたっては、事業所において会計帳簿、証憑等を確認するほか、公認会計士に財務諸表の分析及び助言を依頼し、会計経理の適正を確認した。 2 審査結果 指導検査の結果から、当該事業所が小規模保育事業C型から小規模保育事業A型に移行するにあたり、支障となる事項は確認されなかった。				
特記事項	・上記記載の内容は、認可申請書類の内容に基づき記載している。審査の結果、内容に変更が生じる可能性がある。 ・当該事業に使用する建物は、区の行政財産であり建築時の建築確認及び検査は区が行っている。また、当該建物は新耐震基準(昭和56年)以前に建設された建物だが平成8年に実施した耐震診断によりIs値0.99を確認している。 ・当該事業に使用する施設・設備は、平成25年度に家庭的保育事業(グループ型、当時)の事業所として整備したものを転用している。当該使用延床面積が100㎡に満たないため、保育所用途への変更に係る建築確認申請は要しない。用途変更に係る確認申請書及び確認済証に代えて一級建築士による保育所用途に適合していることを証する書類を徴している。 ・当該事業所が小規模保育事業C型から小規模保育事業A型に移行するにあたり、在籍児童(現在の0～1歳児)への保育の提供及び職員への処遇は移行後も継続される。				

家庭的保育事業等認可申請概要

資料 1 (参考) - 2

事業者	名 称	特定非営利活動法人 なかよし子育てねっと		代表者職・氏名	理事長 北山 美津江				
	住 所	東京都世田谷区池尻二丁目28番12号							
	事業概要	保護者が安心して子どもを生み育てながら働き続け、子どもが心身ともに発達するための保育の事業として、地域の子育て支援の増進に寄与することを目的として、次の活動を行う。 (1) 子どもの健全な育成を図る活動 (2) 前号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動 (3) 保育施設の運営事業 (4) 子育てに関する在宅保育、体験保育、相談、助言等支援事業 (5) 育児に関する会報発行等、普及啓発事業							
開設予定年月日		平成 29 年 4 月 1 日							
事業所	名 称	なかよしほいくえん							
	事業の種類	小規模保育事業A型							
	住 所	世田谷区若林五丁目7番11号							
	最寄駅	東急世田谷線 若林駅 徒歩1分							
	連携施設	未定(経過措置期間の適用)							
	審査形態	☐ 新規開設(地域型保育事業整備・運営事業者審査委員会) ☒ 認可外保育施設からの移行(認可外保育施設新制度移行希望事業者適格性審査委員会) ☐ その他()							
開園時間	開園時間(基本)	午前7時	15分	～	午後6時	15分	(11 時間 分)		
	延長時間	午前 時	分	～	午前 時	分	(時間 分)		
			午後6時	15分	～	午後7時	15分 (1 時間 0 分)		
休園日		日曜日、国民の祝日、休日、12月29日から12月31日及び翌年1月1日から1月3日まで							
定員	年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
	3号認定	6	6	6				18	
	内地域枠 (事業所内保育事業)	0	0	0				0	
事業基盤	土地・建物 権利関係	土地	☐ 自己所有 ☐ 賃借 (貸主: 国・都・区市町村・民間) ■ その他(建物賃借と一体)						
		建物	☐ 自己所有 ■ 賃借 (貸主: 国・都・区市町村 (民間))						
	財務健全性	債務超過	(直近二か年の会計期間) ■ 無		損失計上		(直近三か年連続) ■ 無		
建物設備	構造・面積	鉄筋コンクリート造 地上4階 地下0階 建 1 階部分 116.64 m ² (新築 (改修)・現状)							
	保育室等	乳児室・ほふく室	現状	基準	保育室・遊戯室	現状	基準		
			41.13 m ²	39.60 m ²		14.15 m ²	11.88 m ²		
	3階以上	避難用 設備等	常用	該 当 な し					
			避難用						
	避難経路	(2か所2方向)	■ 有						
	室内化学物質	☐ 適 ☐ 不適 ■ 未実施(実地検査により建物・設備内容に支障がないことを確認した後に実施)							
	建築確認済証 検査済証	建築時	確認済証	—		用途変更 !	確認済証	提出済	
			検査済証	—			検査済証	—	
	耐震性能	☐ 適 ☐ 不適							
屋外遊戯場(庭)			[地上] 14,457.00 m ²						
	14,457.00 m ²		[屋上] m ² 避難用設備・防火設備等 ☐ 有						
	(基準面積 19.80 m ²)		(代替場所) 若林公園 (面積) 14,457.00 m ²						
		(距離) 450m 徒歩 6 分 (トイレ・水飲み場) ■ 有							

職員	氏名	北山 美津江			
	管理者 要件	平成27年3月31日府政共生第350号、26文科初第1464号、雇児発0331第9号通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」における管理者設置加算の要件に該当			
		☒ 児童福祉事業等に2年以上従事した者 ☐ 児童福祉事業等に2年以上従事した者と同等以上の能力を有すると認められる者			
		☒ 常時実際にその事業所の運営管理の業務に専従し、かつ給付費からの給与支出がある者			
保育従事職員	6 人	常勤	4 人		
	(基準人数 5 人)	その他	2 人	→ 常勤換算	1 人
食事の提供	☒ 直営	調理員 1 人 (栄養士0人)			
	☐ 委託	該 当 な し			
	☐ 搬入				
家庭的保育事業等整備・運営事業者の決定/審査概要	1 審査方法 審査内容 認可外保育施設新制度移行支援事業・第3回適格性審査会の応募書類に関する書類審査、当該事業者へのヒアリングの審査及び公認会計士による財務審査を実施した。 評価内容 書類審査、ヒアリング審査及び財務審査の結果を基に総合的に評価し、整備・運営事業者を選定した。 2 審査結果 事業者代表・管理者候補は東京都保育室制度の世田谷区保育室に昭和60年より保育士として加わり、平成10年より施設長へ就任し保育室を運営してきた。平成15年には個人事業主より特定非営利活動法人となった。 認可事業へ移行するにあたっての課題はあるが、個々の細やかな保育や記録等、今まで培った地域に根付いた少人数の落ちついた保育の継続、及び職員の更なる雇用により安定的な運営が期待できることから、事業者からの提案について採択できるとの評価に至った。				
特記事項	・上記記載の内容は、認可申請書類の内容に基づき記載している。審査の結果、内容に変更が生じる可能性がある。 ・当該事業に使用する建物は、平成28年12月9日開催の保育待機児緊急対策本部会議における検査済証のない建築物の活用に係る政策決定の適用を予定しているため、建築確認済証・検査済証及び耐震性能に関する事項は、今後、当該政策決定における要件を確認のうえ審査を行う。 ・事業者代表者が、管理者を兼任する。				

家庭的保育事業等認可申請概要

資料1 (参考) - 3

事業者	名 称	双葉教育株式会社		代表者職・氏名	代表取締役 市川 博子					
	住 所	東京都港区東麻布一丁目5番6号								
	事業概要	1 保育所、幼児教室、学童クラブ及び学習塾の経営 2 家庭教師、ベビーシッターの派遣 3 事業所内保育施設等の運営受託及び要員の派遣 4 保育スタッフ養成講座等の社会人教育講座の開設及び運営 5 カルチャー教室の経営 6 教育、保育等に関する研究及びコンサルティング 7 バック、衣料品等の育児関連商品の企画、製造及び販売 ほか								
開設予定年月日		平成 29 年 4 月 1 日								
事業所	名 称	ふたばクラブ三軒茶屋保育園								
	事業の種類	小規模保育事業A型								
	住 所	世田谷区上馬一丁目15番5号								
	最寄駅	東急田園都市線 三軒茶屋駅又は駒沢大学駅 徒歩8分								
	連携施設	上用賀四丁目保育施設(仮称。保育所)								
	審査形態	☒ 新規開設(地域型保育事業整備・運営事業者審査委員会) ☐ 認可外保育施設からの移行(認可外保育施設新制度移行希望事業者適格性審査委員会) ☐ その他()								
開園時間		開園時間(基本)	午前7時	15分	～	午後6時	15分	(11時間分)		
		延長時間	午前	時	分	～	午前	時	分	(時間分)
			午後6時	15分	～	午後7時	15分	(1時間分)		
休園日		日曜日、国民の祝日、休日、12月29日から12月31日及び翌年1月1日から1月3日まで								
定員		年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
		3号認定	6	6	7				19	
		内地域枠 (事業所内保育事業)	0	0	0				0	
事業基盤	土地・建物 権利関係	土地	☐ 自己所有 ☐ 賃借(貸主: 国・都・区市町村・民間) ☒ その他(建物賃借と一体)							
		建物	☐ 自己所有 ☒ 賃借(貸主: 国・都・区市町村 <u>民間</u>)							
	財務健全性	債務超過	(直近二か年の会計期間) ☒ 無		損失計上		(直近三か年連続) ☒ 無			
建物設備	構造・面積	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上11階 地下0階 建 1 階部分 99.70 m ² (新築 <u>改修</u> ・現状)								
	保育室等	乳児室・ほふく室	現状	基準	保育室・遊戯室	現状	基準			
			46.97 m ²	39.60 m ²		13.94 m ²	13.86 m ²			
	3階以上	避難用 設備等	常用	該 当 な し						
			避難用							
	避難経路	(2か所2方向)	☒ 有							
	室内化学物質	☐ 適 ☐ 不適 ☒ 未実施(実地検査により建物・設備内容に支障がないことを確認した後に実施)								
	建築確認済証 検査済証	建築時	確認済証	提出済		用途変更 /	確認済証	提出済		
			検査済証	提出済			検査済証	—		
	耐震性能	☒ 適 ☐ 不適								
屋外遊戯場(庭)	25.55 m ²		[地上] 25.55 m ²							
	(基準面積 23.10 m ²)		[屋上] m ² 避難用設備・防火設備等 ☐ 有							
			(代替場所) (面積) m ²							
		(距離) m 徒歩 分 (トイレ・水飲み場) ☐ 有								

職員	氏名	石倉 多計子			
	管理者 要件	平成27年3月31日府政共生第350号、26文科初第1464号、雇児発0331第9号通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」における管理者設置加算の要件に該当			
		☒ 児童福祉事業等に2年以上従事した者 ☐ 児童福祉事業等に2年以上従事した者と同等以上の能力を有すると認められる者			
		☒ 常時実際にその事業所の運営管理の業務に専従し、かつ給付費からの給与支出がある者			
保育従事職員	7 人 (基準人数 5 人)		常勤 5 人 その他 2 人 → 常勤換算 1 人		
食事の提供	☒ 直営	調理員 2 人 (栄養士0人)			
	☐ 委託	該 当 な し			
	☐ 搬入				
家庭的保育事業等整備・運営事業者の決定/審査概要	1 審査方法 審査内容 世田谷区地域型保育事業整備・運営事業者審査第3期の応募書類に関する書類審査、当該事業者へのヒアリングの審査及び公認会計士による財務審査を実施した。 評価内容 書類審査、ヒアリング審査及び財務審査の結果を基に総合的に評価し、整備・運営事業者を選定した。 2 審査結果 双葉教育株式会社は、「生きる力と育てる力」という保育理念のもと、「あたたかく丁寧な保育」を目標に、小規模保育事業A型を杉並区で2か所、中野区で1か所運営している法人である。 審査では、保育の経験が豊富な施設長を中心として、地域と交流しながら園の運営を行うとともに、これまでの小規模保育事業の運営実績を基に法人としてバックアップしていく体制が確認できた。 以上のことなどから、新設する園では、さらに工夫を重ね、子どもの年齢・発達に応じたおもちゃや絵本の配置など、子どもが自分で選び、遊ぶことのできる保育環境の整備を行うことなどを条件に附し、小規模保育事業整備・運営に関する事業者からの提案について、採択できるとの評価に至った。				
特記事項	・上記記載の内容は、認可申請書類の内容に基づき記載している。審査の結果、内容に変更が生じる可能性がある。 ・当該事業に使用する建物は、建築時の確認済証及び検査済証に代えて台帳記載事項証明書を徴している。 ・当該事業の使用延床面積が100㎡に満たないため、保育所用途への変更に係る建築確認申請は要しない。用途変更に係る確認申請書及び確認済証に代えて一級建築士による保育所用途に適合していることを証する書類を徴している。				

家庭的保育事業等認可申請概要

資料1 (参考) - 4

事業者	名 称	株式会社パットコーポレーション		代表者職・氏名	代表取締役 尾崎 卓治				
	住 所	東京都渋谷区桜丘町25番18号							
	事業概要	1 労働者派遣事業 2 有料職業紹介事業 3 業務請負事業 4 人材確保・活用のコンサルティング事業 5 保育所の運営 6 幼稚園の運営 7 ベビーシッターの養成 ほか							
開設予定年月日		平成 29 年 4 月 1 日							
事業所	名 称	キラキラキッズナーサリー下北沢園							
	事業の種類	小規模保育事業B型							
	住 所	世田谷区北沢二丁目37番18号 MANA下北沢ビル1階							
	最寄駅	小田急小田原線 下北沢駅 徒歩5分							
	連携施設	未定(経過措置期間の適用)							
	審査形態	☒ 新規開設(地域型保育事業整備・運営事業者審査委員会) ☐ 認可外保育施設からの移行(認可外保育施設新制度移行希望事業者適格性審査委員会) ☐ その他()							
開園時間		開園時間(基本)	午前7時	15分	～	午後6時	15分	(11時間 分)	
		延長時間	午前 時	分	～	午前 時	分	(時間 分)	
			午後6時	15分	～	午後7時	15分	(1時間 分)	
休園日		日曜日、国民の祝日、休日、12月29日から12月31日及び翌年1月1日から1月3日まで							
定員		年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
		3号認定	5	7	7				19
		内地域枠 (事業所内保育事業)	0	0	0				0
事業基盤	土地・建物 権利関係	土地	☐ 自己所有 ☐ 賃借 (貸主: 国・都・区市町村・民間) ■ その他(建物賃借と一体)						
		建物	☐ 自己所有 ■ 賃借 (貸主: 国・都・区市町村 (民間))						
	財務健全性	債務超過	(直近二か年の会計期間) ■ 無		損失計上		(直近三か年連続) ■ 無		
建物設備	構造・面積	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 地上5階 地下1階 建 1 階部分 92.17 m ² (新築・改修・現状)							
	保育室等	乳児室・ほふく室	現状	基準	保育室・遊戯室	現状	基準		
			40.61 m ²	39.60 m ²		14.06 m ²	13.86 m ²		
	3階以上	避難用 設備等	常用	該 当 な し					
			避難用						
	避難経路	(2か所2方向)	■ 有						
	室内化学物質	☐ 適 ☐ 不適 ■ 未実施(実地検査により建物・設備内容に支障がないことを確認した後に実施)							
	建築確認済証 検査済証	建築時	確認済証	提出済		用途変更 /	確認済証	提出済	
			検査済証	提出済			検査済証	—	
	耐震性能	■ 適 ☐ 不適							
屋外遊戯場(庭)		644.50 m ² (基準面積 23.1 m ²)		[地上] 644.50 m ²					
				[屋上] m ² 避難用設備・防火設備等 ☐ 有					
				(代替場所) 北沢四丁目公園 (面積) 644.50 m ²					
		(距離) 350m 徒歩 4 分 (トイレ・水飲み場) ■ 有							

職員	管理者	氏名	岩橋 岬			
		要件	平成27年3月31日府政共生第350号、26文科初第1464号、雇児発0331第9号通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」における管理者設置加算の要件に該当			
			☐ 児童福祉事業等に2年以上従事した者 ☒ 児童福祉事業等に2年以上従事した者と同等以上の能力を有すると認められる者 ☒ 常時実際にその事業所の運営管理の業務に専従し、かつ給付費からの給与支出がある者			
	保育従事職員	9 人 (基準人数 5 人)	常勤 6 人(内保育士3人及び看護師1人)	その他 3 人	→	常勤換算 1 人
食事の提供	☐ 直営	調理員 1 人 (栄養士0人)				
	☐ 委託	該 当 な し				
	☐ 搬入					
家庭的保育事業等整備・運営事業者の決定/審査概要	1 審査方法 審査内容 世田谷区地域型保育事業整備・運営事業者審査第3期の応募書類に関する書類審査、当該事業者へのヒアリングの審査及び公認会計士による財務審査を実施した。 評価内容 書類審査、ヒアリング審査及び財務審査の結果を基に総合的に評価し、整備・運営事業者を選定した。 2 審査結果 株式会社パットコーポレーションは、「一人ひとりの個性を大切にし、子どもの輝きを育む」という理念のもと、渋谷区で認可外保育施設1園を運営している法人である。 審査では、既存園において音楽カリキュラムを中心に特色のある保育を実施し、情操教育にも力を入れている様子が確認できた。また、今後は保育士の確保・育成など質のさらなる向上にも取り組みながら、認可事業として地域と交流して保育を実施する意向も確認できた。 以上のことなどから、保護者に対し保育内容等をより積極的に発信することや、職員研修を充実し、さらに保育の専門性を高めながら、子どもの年齢・発達に応じた保育環境を整備することなどを条件に附し、小規模保育事業整備・運営に関する事業者からの提案について、採択できるとの評価に至った。					
特記事項	・上記記載の内容は、認可申請書類の内容に基づき記載している。審査の結果、内容に変更が生じる可能性がある。 ・当該事業に使用する建物は、建築時の確認済証及び検査済証に代えて台帳記載事項証明書を徴している。 ・当該事業の使用延床面積が100㎡に満たないため、保育所用途への変更に係る建築確認申請は要しない。用途変更に係る確認申請書及び確認済証に代えて一級建築士による保育所用途に適合していることを証する書類を徴している。					